



原口総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

上級管理者及び社員による商業秘密の侵害に対する

企業の対応・防止策

君澤君法律事務所
シニア・パートナー
弁護士 王正洋

皆様

こんにちは！

私の講演を開始する前に、まず、皆様の前でお話をさせていただく機会を与えてくださった志賀国際特許事務所の皆様に深く感謝申し上げます。また、これから通訳をしていただく我々の戦略的パートナーである原口総合法律事務所の原口所長にも心から感謝いたします。

商業秘密の保護は全ての企業にとって重要なものです。コカコーラ社は世界最大のソフトドリンクの会社で、世界一のブランド「コカコーラ」を持っていますが、その成功の秘訣は商品の「秘伝のレシピ」です。その秘伝のレシピの保守期間は既に 120 年を超えました。商業秘密はコカコーラの成功の秘訣です。

本日のテーマは、「上級管理者及び社員による商業秘密の侵害に対する企業の対応・防止策」です。

本日の講演を通じて、中国の商業秘密に関する法制度や司法実務に対する皆様の理解が深まり、皆様の営業秘密が中国においてよりよく保護され、皆様の中国における事業がさらに成功されることを、心から祈念しております。

第一部 中国法上の商業秘密

一、商業秘密には経営情報と技術情報が含まれます。

まず、中国の商業秘密の概念、法律上の構成要件について、簡単にご紹介致します。中国法上の商業秘密とは何を指すのでしょうか？

『反不正当竞争法』の第十条における商業秘密とは、公知ではなく、権利者に経済的利益をもたらす可能性と実用性を有し、かつ、権利者が秘密保護措置を講じている技術情報及び経営情報を言います。

商業秘密には経営情報と技術情報が含まれます。

1. 技術情報には、設計プロセス、製品の調理法、製造方法などがあります。
2. 経営情報には、取引先名簿、仕入れ先情報、生産販売戦略、入札基準価格及び入札内容などがあります。

二、中国の法律上、商業秘密は次の3つの要件があります。技術情報と経営情報は上記の3つの条件を同時に満たして初めて、商業秘密と認められます。

1. 公知でないこと

これは、当該情報が公開ルートで直接獲得できない、或は、所属業界の関係者に公知ではなく、簡易に入手できないことを指します。

2. 権利者に経済的利益をもたらす可能性があり、実用性を有すること

これは、当該情報に確実な応用性があり、権利者に現実的、或は潜在的な経済利益又は競争における優位性をもたらすことを指します。

3. 権利者が秘密保護措置を講じていること

情報漏洩を防ぐために、権利者が商業秘密の商業価値などに応じた合理的な保護措置を講じていることを指します。例えば、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の制定、秘密の保存場所に施錠することなど。

三、商業秘密の侵害に関する判例一

胡氏、寧波万代ら四被告が山田会社の技術秘密を侵害した事例です。

次に、中国に進出したある日系企業に関する商業秘密侵害案件をご紹介します。事案については、資料に詳しく記載しておりますので、ここでは省略させていただきます。

争点一：原告山田社が主張する技術情報は商業秘密に当たるか

審理の結果、以下の事実が判明しました。

1. 秘密性

第1に、第一審裁判所が委託した鑑定機関の鑑定によると、山田社が主張している技術情報はパンチプレス設備に関する同社独自の設計であり、当該技術分野の常識や業界慣行ではなく、専門技術者の設計と選択によって初めて得られるものでした。また、被告寧波万代会社が特許を申請する以前には公知でなかった技術情報に該当します。そこで裁判所は、山田社が主張した技術情報は商業秘密であると認定しました。

2. 価値性

第2に、価値性についても、鑑定によると、山田社の技術情報は冷却液の冷却と密封効果を向上させることが可能で、その独特の設計によって山田社のパンチプレス製品は技術的な優位性を有し、山田会社の競争力を高め、かつ経済的な利益をもたらすものでした。そこで裁判所は、山田社の技術情報は商業秘密としての価値性を有すると認定しました。

3. 秘密保持性

第3に、対審の結果、裁判所は、山田社が情報漏洩を防ぐために、秘密管理を制定し、従業員に対し、秘密保持を要求していたことを認めました。また、図面貸出制度を制定、実施し、職場及び資料室に秘密保持に関する警告表示をし、ベンダーや来客に対しても技術秘密の保持を要求していました。被告の胡氏、王氏はともに山田社と秘密保持契約を締結しておりました。裁判所は、山田社は自社の技術情報に秘密保持措置を講じており、同社の商業秘密は秘密保持性を有していたと認定しました。

以上より、本件の第一審の浙江省寧波市中級人民裁判所及び控訴審の浙江省高級人民裁判所はいずれも山田社が主張した技術情報は、中国法上の商業秘密の要件を満たすのであり、中国法によって保護されるべきであると認定しました。

四、商業秘密侵害案件で原告が敗訴する主な原因

しかし、過去の中国の判例上、商業秘密侵害案件における原告の勝訴率は比較的低かったといわざるを得ません。

例えば、2002年から2011年8月末迄の間に、上海浦東地方裁判所知財部において、62件の商業秘密侵害事件が受理され、58件の審理が終了しました。判決に至った24の案件の内、原告の全ての主張が認められたのはたった1件、一部が認められたのは9件、全ての主張が却下されたのは14件でした。また、原告による訴訟取り下げ26件の内、原告が敗訴を予想して訴訟を取り下げたものも8件ありました。

中国の商業秘密侵害事件において、原告の勝訴率が低かった要因は様々なものがありますが、例えば、主要な要因としては、原告が主張した技術情報または経営情報の秘密性を十分に証明できない、という点が挙げられます。

時間の関係でここでは詳細は省略させていただきます。

ここで、最近の中国の司法解釈のもっとも重要な司法解釈の変更点をご照会します。それは、最高裁判所による商業秘密侵害案件の立証責任の転換に関する司法解釈です。

商業秘密侵害案件において原告が商業秘密に関する立証が容易ではなく、その権利の擁護が困難であることに鑑み、最高人民法院は、2011年12月『司法意見』を發布し、「商業秘密侵害案件を審理する際、案件の具体的な状況に基づき、非公知性および不正手段の証明基準を合理的に把握し、権利者の商業秘密の商業秘密に関する権利の実現に関する困難さを適宜緩和しなければならない。権利者が商業秘密の非公知性としての優位性を証明する証拠を提出した場合、あるいは権利者の主張する商業秘密情報と公開情報の区別について充分かつ合理的に説明した場合、非公知性を認定することができる」と、明確に示しました。

まさしく、最高裁判所のこの意見は、商業秘密の法的保護を強化するものと言えます。

私はここで、私どもの戦略的パートナーで、本日の通訳をされている原口先生から、日本における不正競争防止法も今年の7月10日に改正され、来年の1月には施行されるとお伺

いています。日中両国の営業秘密の保護に関する法制度が整備されてゆくことは喜ばしい限りです。

第二部 中国法上の営業秘密の侵害に対する法的責任

一、中国における営業秘密に関する法制度

中国では1993年の『反不正競争法』においてはじめて営業秘密という概念が正式に定義されました。それ以来、中国ではかなり包括的で統一された営業秘密法制を次第に制定してきました。『反不正競争法』、『契約法』、『労働契約法』、『刑法』、『民事訴訟法』、最高裁判所の司法解釈、及び最高検察院や行政管理機関の行政規定など、制定法や国家機関の有権解釈を通じて、営業秘密の定義、要件及びその認定方法、営業秘密の侵害行為の類型、司法手続における立証責任や損害賠償額の推定などを全面的に規定し、包括的で、統一された営業秘密保護制度を制定してきました。

もちろん、中国の営業秘密に関する法律規定は統一性に欠けると批判し、より統一された法制度の導入を提案する人もいます。

さて、中国法上、営業秘密の侵害者の責任には、民事責任、行政責任及び刑事責任の3つの責任があります。

二、営業秘密の侵害に対する民事責任

1. 侵害行為を停止する

中国法上、侵害者は侵害行為を直ちに停止しなければいけません。

ここで、キーとなるのは営業秘密が侵害されたと認定することができるか、否かです。中国の裁判所が営業秘密侵害案件を審理する際の基本的な考え方を学ばなければなりません。

最高裁は、営業秘密の侵害の認定にあたっては通常、3つの要素を考慮します。接近性、類似性及び入手経路の説明の不合理さです。最高裁判所の意見によると、「原告が、被告がかって営業秘密に接し、または接することができたこと、及び、被告に使用された情報が原告の営業秘密と類似していることを証明することに成功した場合において、被告が証拠の正当な入手経路を立証することに失敗した場合、裁判所は被告が原告の営業秘密を侵害したと認定することができるとしています。

2. 営業秘密の侵害者の損害賠償責任

営業秘密を侵害し、権利者に経済的損失をもたらした場合、侵害者は権利者が被った経済的損失などを賠償する民事責任を負担します。

損害賠償の額はどのように算定するのでしょうか？

中国の裁判所で営業秘密侵害の損害賠償額を算定する一般的なルールとしては、まず、裁判所は、権利侵害による実際の損失に基づき、賠償額を算定します。

実際の損害を算定しにくい場合、裁判所は侵害者が得た利益に基づき、賠償額を算定しま

す。

さらに、権利者の実際の損失も侵害者の獲得した利益も確定できない場合、裁判所は、技術情報に対する使用料に基づき、賠償額を算定し、経営秘密に対しては専門家の鑑定に基づき、賠償額を算定します。

以上の方法を用いても原告の損失や被告の利益等を算定し得ない場合、裁判所は状況に応じて、100 万人民币元（10 月 28 日の為替レート、1 元 18.9323 円で換算すると、約 1893 万円、以下同じ）以内で賠償金額を算定します。

ところで、当事者間の交渉によって損害賠償額を定める方法も、実際にはよく用いられる方法の一つです。その理由は、民事訴訟においてその存否が争われる私法上の権利として、その処分が国家、社会あるいは第三者の合法的な権益を侵害しない限り、当事者は自らの判断で処分することも可能だからです。

三、商業秘密侵害における行政法的責任

中国の法律により、商業秘密を侵害した経営者に対し、監督検査部門（主に工商局を指す）は、違法行為の停止を命令し、併せて罰金を課すほか、侵害者に商業秘密を記載した図面などを権利者へ返還させ、かつ、秘密侵害行為により生産された商品を廃棄させることができます。但し、権利者が買収、販売などの処理方法に同意した場合は除きます。

四、商業秘密の侵害により、刑事責任が生じます。

商業秘密侵害罪

『刑法』により、商業秘密を侵害し、権利者に 50 万人民币元の損失をもたらした場合や、違法的所得が 50 万人民币元（946 万円）以上に達し、権利者の破産あるいはその他の重大な損失を引き起こした場合、商業秘密侵害罪にあたり、3 年以下の有期懲役または拘役及び罰金を科します。権利者に 250 万人民币元（4731 万円）以上の損失をもたらした場合、「非常に深刻な結果」に当たり、3 年以上 7 年以下の有期懲役及び罰金を科します。

第三部 上級管理者及び社員による会社の商業秘密の侵害の主要な方法

統計によると、中国人の転職頻度はますます高くなり、若者は、平均で五年に一度転職します。現在、上海で転職に関心がある者は、平均 18 ヶ月で転職しています。約 80% の商業秘密の漏洩は、会社の上級管理者及び会社の技術情報を熟知する職員の転職に起因します。従って、如何にして会社の上級管理者及び関連者による会社の商業秘密の侵害を防止するかは極めて重要です。

会社の上級管理者及び関連者による会社の商業秘密の侵害の主な方法を下記のように簡単にまとめます。

1. 秘密保持契約上の約定に違反して会社の商業秘密を漏洩し、自ら使用または他人に使

用させること。

2. 窃取、買収、脅迫その他の不正手段により会社の商業秘密を取得すること。
3. 不正手段を通じて入手した商業秘密を漏洩すること。
4. 不正手段を通じて入手した商業秘密を使用すること。
5. 不正手段を通じて入手した商業秘密を他人に使用させること。

その他にも会社の商業秘密を侵害する行為はありますが、ここでは時間の制約上、省略させていただきます。

第四部 上級管理者及び職員による商業秘密の侵対する対応策

中国では、その商業秘密が上級官吏者及び職員により侵害された場合、企業は自己の権利を守るため様々な対応が可能です。例えば、交渉、民事訴訟、行政上の措置ないし刑事上の措置があります。ただ、最善策は、専門者の弁護士に依頼し、当事者間で交渉することでしょう。

弁護士に依頼し、当事者間で交渉することは、下記の利点があります。

- 1) 当事者間の交渉は時間と費用を節約します。
- 2) 実態として、中国と日本の双方において、民事訴訟は時間と費用がかかります。交渉により、多くの時間と多額の費用を節約することができます。また交渉は、企業の損害の拡大を防止することができます。

商業秘密を侵害する行為に対し、最も緊急に対応すべきことは、即時に権利侵害行為を中止させ、損失の拡大を防止することです。裁判所に訴訟を提起する方法は、往々にしてかなり時間がかかります。それに対して、権利者と侵害者が交渉した結果、侵害行為の中止に合意することができれば、損失の拡大を効果的に防止することができます。

以下、私共が当事者間の交渉によって解決に成功した商業秘密侵害案件をご紹介します。

(一)、当事者間の交渉により権利者の利益を擁護した案件 2

胡氏、C社がA社の商業秘密を侵害した案件

案件事実：

ご覧のパワー・ポイントでは事実について詳細に説明されていますので、説明の繰り返しは省略します。

A社は、胡氏とC社が、自社の商業秘密を侵害したと認識し、2011年4月12日に、胡氏とC社による商業秘密の侵害の処理を弊所に依頼しました。

処理の経過：

弊所は、委託を受けた後、以下のいくつかの面で作業を展開しました。

弁護士はA社と協力して、胡氏がA社に勤務中に、顧客であったB社との間で交換した業務関連メール、胡氏とA社の労働契約、職員手帳などを入手しました。

以上の作業を完了したのち、弊所はまず A 社に連絡をし、胡氏と C 社の商業秘密の侵害行為についての和解について交渉することを示唆し、A 社は弊社の示唆を受け入れました。

2011 年 4 月 29 日、弊所は、胡氏及び C 社に対して依頼者を代理して警告状を発信し、胡氏及び C 社に即刻 B 社との取引を中止し、A 社に謝罪し且つ A 社が被った経済的損失を賠償することを要求しました。弊所は、警告状の中で、胡氏及び C 社に対して、警告状の受領後五日以内の回答を要求し、期限内に回答がない場合には、即時に訴訟を提起し、法的責任を追及すると明確に伝えました。

2011 年 5 月 3 日、胡氏と C 社は回答し、話し合いに応じる意思を表明しました。十分な証拠の前に、胡氏及び C 社は、当事者間の交渉で当該紛争を解決する意思を表明しました。

2011 年 5 月 11 日に A 社と胡氏、C 社の三者は、「和解契約」に署名しました。具体的には、下記の通りです。

- 1) C 社は、即時に B 社との取引を終了する。
- 2) C 社は、その B 社との取引において取得した 12 万元（227 万円）の利得を A 社に返還する。
- 3) C 社は、B 社との取引に関連する情報を破棄し、且つ A 社の経営秘密を二度と侵害しないことを誓約する。

弊所は、わずか一ヶ月で A 社と胡氏及び C 社の経営秘密権利侵害案件の解決に成功しました。事実、私たちは依頼者のため、多くの商業秘密侵害案件で交渉にて成功しました。

我々は以上の他にも、沢山の依頼者のために、多くの商業秘密の侵害案件において、当事者間の交渉によって、案件を成功裡に解決しています。

（二）民事訴訟を提起することにより権利を守る

上述のように、当事者間の交渉には、多くの利点がありますが、商業秘密の権利者と侵害者が交渉に同意することが前提となります。交渉で解決できない行為に対しては、権利者は裁判所に民事訴訟を提起し、司法救済を求める以外に方法がありません。

「中華人民共和國民事訴訟法」の規定によれば、権利侵害の救済に関する訴訟は、権利侵害行為の発生地或いは被告の所在地の人民裁判所が管轄します。よって、商業秘密の権利者は、被告の所在地のみならず、侵害行為発生地の裁判所に訴訟を提起することができます。侵害行為が中国で発生した場合には、中国の裁判所に民事訴訟を提起すべきです。

1. 民事訴訟で権利を守るメリット

1) 判決の執行を保障し、侵害者が財産を移転することを防止するために、商業秘密の権利者は、訴訟前又は訴訟中に財産の保全処分を申請し、被告の口座を凍結し、被告の家屋、土地、設備等を仮に差し押さえること等ができます。

2) 商業秘密権利者の経済的損失の賠償を請求できます。

商業秘密の保有者が人民裁判所に訴えを提起する重要な目的は、侵害者に損害を賠償させることです。裁判所が、事案を審査した後に下した判決や裁判上の和解調書には強制執行力があります。侵害者が、効力が生じた判決や和解調書に従わない場合、商業秘密の保

有者は、裁判所に対して判決や和解調書の強制執行を申請することができます。

民事案件ケース（山田会社案件）の争議の焦点の二つ目は、胡氏ら四被告の権利侵害行為があるかどうかということです。

本件では、一審、二審を経て、下記の事実が判明しました。

- ・被告会社と山田会社の技術情報は、実質的に同一です。
 - ・被告胡氏、王氏は、在職期間の業務は、会社の技術情報に接触する機会があり、且つ、会社と秘密保持契約を締結していました。
 - ・被告は、リバースエンジニアリングで技術情報を取得したと主張していましたが、公開のルートで山田会社の製品を取得したことを証明できず、リバースエンジニアリングを実施したことも証明できませんでした。従って、裁判所は、被告が技術情報を合法的な方法によって入手したことを認定できませんでした。
 - ・被告寧波万代、浙江龍遊は、技術情報が不法取得されたことを知っていたにもかかわらず、依然としてそれを利用して生産経営していました。
- よって、寧波中級人民裁判所および浙江省高級人民裁判所は、胡氏ら四被告が山田会社の商業秘密を侵害したと認定し、寧波万代および浙江龍遊に対し、山田会社の図面を使用したプレス機の生産及び販売を直ちに停止することを命じました。

山田会社案件の争議の焦点三は、山田会社の損失金額の決定です。

山田会社が主張した損失賠償について、第一審の寧波市中級人民裁判所及び第二審の浙江省高級人民裁判所は下記のように判決しました。

原告山田会社は、侵害行為による実際の損失金額を証明できず、被告が得た利益の金額も証明できないため、裁判所は、山田会社の技術秘密の商業価値、胡氏等の四被告の過失程度、権利侵害の範囲、権利侵害の期間を総合的に考慮し、適宜に胡氏ら四被告が連帯して原告山田会社に 20 万人民元（378 万円）の経済損失を賠償することを命じました。

多くの皆様方が、上記の判決で認定した損害額に対し不服を申し立てたいとお考えかと思えます。この論点にご関心がありましたら、講義の後に質問をしていただきたいと思います。

（三）行政手続による商業秘密の保護

前述したように、中国の工商行政管理局は、商業秘密を侵害する不法行為に対し、行政処罰を科する権利を有します。本日お越しの皆さんの多くは、この行政手続について関心があるかと思えます。中国の行政手続の特徴は次の通りです。

行政手続による商業秘密の保護の特徴

1. 行政機関は、侵害者に商業秘密の侵害に関する証拠の提出を要求する権限を有しているし、を提出することを要求する権利があり、自発的に被申立者に対し商業秘密侵害の証拠を調査することもでき、さらに商業秘密を侵害したか否かを認定します。
2. 工商局による侵害者に対する違法な所得の没収、罰金の課徴等

3. 工商局は、侵害者に対し、即時に商業秘密侵害行為を差し止める権利を有しています。
4. 権利侵害者に、商業秘密の権利者の損失を賠償することを命じることはできません。これが、行政手続と民事訴訟の最大の違いです。

ケース三

案件の事実関係につきましては、PPTをご参照下さい。処罰状況：威海市工商局は、調査後、行政処罰決定を下し、冠盛会社が瀚玉会社の商業秘密を侵害したと認定し、冠盛会社に対し侵害行為の停止と、16万人民元（302万円）の罰金の支払いを命じました。

冠盛会社は、当該行政処罰を不服として、威海市環翠区人民裁判所に行政訴訟を提起し、当該行政処罰の取り消しを請求しました。裁判所は、審理を経て、工商局の行政処罰を支持しました。冠盛会社は、判決を不服として上訴しましたが、威海市中級人民裁判所は、二審で冠盛会社の不服申立を却下しました。

（四）商業秘密侵害に対する刑事責任

1. 商業秘密侵害罪の構成要件については、既に説明したので、ここでは省略致します。

実務上の問題は、主に次の二つがあります。

一、刑事案件としての立件は、困難です。商業秘密の権利者は、侵害者による商業秘密の侵害行為が嚴重な、刑事責任を課すに値する結果を惹起したことを証明する十分な証拠を提出しなければなりません。

二、刑事手続は公安による捜査、検察院による捜査及び起訴、裁判所による審理、判決などのプロセスが必要なので、一部の権利者は、このプロセスのいずれかの段階で商業秘密の漏洩が再発することを心配して刑事告訴を望みません。

2. 商業秘密の侵害に対する刑事責任の追及の特徴

1) 商業秘密の刑事法律保護のポイントは、権利侵害行為の社会的危険性です。

商業秘密侵害行為は、権利者に重大な損失をもたらすほか、正常な経済秩序をかき乱します。そこで刑法に商業秘密侵害罪を設け、厳格な処罰を通じて、社会への危険性の高い犯罪行為を禁圧し、権利者の合法的権益と正常な社会経済秩序を守ります。

2) 商業秘密の刑事法律保護は、秘密侵害の類似行為に対し警告し、再発を防止することができます。

刑事処罰はその処罰の厳しさに犯罪者を萎縮させ、犯罪事件の再発を有効に予防し、かつ、会社の商業秘密を守ります。

- 3) 案件四 楊氏による商業秘密侵害罪

事実関係は資料に詳しく載せてありますので、ここでの紹介は省略させていただきます。

南京市玄武区人民裁判所は審理を行った結果、楊氏の犯罪を認定した理由として、次の3つを挙げました。

- 1) 明和会社の経営情報は A 社が提供した服装様式、コスト予算、見積り、成約の可能性など通常のルートでは入手が難しい情報もあります。これらの経営情報は周知されず、明

和会社の商業秘密と看做されます。

2)主観的に、楊氏は故意に商業秘密を漏洩しました。

3)客観的に、楊氏は明和会社の商業秘密を侵害し、利益 110 万元（2082 万円）を得て、明和会社に重大な損失をもたらしました。

上記のような事実をもとに、第一審の玄武区裁判所は楊氏の商業秘密侵害罪が成立すると認定し、一年六ヶ月の執行猶予つきで、1年の懲役、罰金 60 万元を科すことを判示しました。被告楊氏は判決を不服として控訴しましたが、第二審の南京の中級裁判所も一審判決を支持しました。

第五部 会社の上級管理者と社員による商業秘密の侵害を如何に防止するか。

一、秘密に関わる社員の管理

現在、商業秘密を侵害する案件の多くは、会社の上級管理者と関係社員の退職に伴う商業秘密の持ち出しを通じて秘密が漏洩しているといわれます。従って、秘密の漏洩の防止には、商業秘密に関わる社員の選択と管理がとても重要です。

1. 秘密に関わる社員を慎重に選択すること
2. 秘密に接触する社員と秘密保持契約を締結すること

会社は社員と秘密保持契約を締結し、商業秘密の内容、社員の秘密保持義務、義務違反した時の社員の違約責任を明確にしなければなりません。

3. 秘密に接触する社員と競業禁止契約を締結することも可能です。

競業禁止契約とは企業と上級管理者、シニア技術者、その他の秘密保持義務を負う社員との間で締結し、社員が当該企業での在職中または離職後に当該企業と競争関係にある企業に就職すること、または自ら当該企業と競争関係にある企業を設立、経営を禁止する契約を指します。

企業は従業員との間にて、競業禁止の地理的範囲、期間及び補償額について規定を設けるため、慎重に交渉をするべきです。

二、完全な秘密保持規定制度を設ける

1. 商業秘密の管理部門と担当者を設定して商業秘密の保持について責任をもって実施させることができます。例えば、秘密関係文書の閲覧、謄写などの具体的な作業の管理、秘密保持の規則制度の作成などです。
2. 秘密保持規則制度を作成します。例えば、会社の秘密保持ハンドブック、社員のハンドブックなどを作成し、社員の商業秘密保持義務を明確に規定します。中国法上、社員の秘密保持義務は、社員がかかる義務が存在することを明確に認識した時点以降に初めて貸すことが可能です。したがって、社員の秘密保持義務の明示はとても重要です。このため、社員が入社する際に秘密保持協議を締結し、秘密保持規則または社員ハンドブ

ックを署名して受け取ることを必要とすることが有効です。これらの行為によって、商業秘密保持義務を有することを社員に対し明確に伝えることができます。

三、権利者が完全な秘密保持措置を講じること

最高裁判所の司法解釈によると、商業秘密の権利者が講じた秘密保持措置は通常の状態において情報漏洩を十分に防止できるものです。具体的には、次のような措置が必要になります。

- 1) 商業秘密を接触する人員の範囲を限定します。必要がある人員のみに知らせること。
- 2) 秘密を載せる図面、書類、ハードウェアなどに対し、施錠などの秘密保護措置を講じて適切に管理すること。
- 3) 商業秘密の保管場所に秘密保持に関する警告標識を設置すること。
- 4) 秘密情報を、暗号やパスワードを設定して管理すること。
- 5) 秘密保持契約を締結すること。
- 6) 秘密情報に関わる機械、工場、作業場などに対し、来訪者を制限する、あるいは秘密保持を要求すること。
- 7) その他の合理的な措置を応ずること

四、対外活動の際の商業秘密の保持に注意する

1. 契約の締結交渉過程において秘密保持契約を締結すること
2. 展示会や人の来訪にあたり、商業秘密の開示、漏洩に注意する。

展示会や人の来訪にあたり、展示された新製品、新技術について情報の披露程度に注意し、開示基準を把握し、会社の商業秘密を適切に保護しなければなりません。

五、定期的に商業秘密の教育を行う

- 1) 商業秘密に関する法律及び法規の教育

会社の上級管理者と関係社員に対し、商業秘密に関する法律、法規を定期的に教育することを提案いたします。社員の法律についての意識、特に遵法精神を向上させることが可能です。法律教育を行うことによって、社員は中国法律における商業秘密保護に対する具体的な規定を理解し、どのような行為が合法で、どのような行為が違法か、違法行為を実行するとどのような悪い結果を招くか、どのような処罰にあうかを理解することができます。

- 2) 実際の判例研究

商業秘密教育を行う時に専門的な判例研究を行います。裁判に現れた商業秘密の侵害事例、民事判例、行政処罰事例と刑事判例を、タイムリーに提供して、会社の上級管理者及び関係社員を教育します。

具体的、かつ最新の判例の分析によって、会社の商業秘密を侵害する行為に対し民事責

任と刑事責任が発生することを理解させます。多くの社員は商業秘密を侵害することによって民事責任を課されるばかりではなく、刑務所に入る可能性もあり、信用を失うだけでなく、人身の自由まで失うことを理解すると、会社の商業秘密は尊重すべきであり、会社の商業秘密を侵害することはできないことを実感します。

3) 教育とテストの組み合わせ

上級管理者と関係社員に対し、定期的に教育を行うことに加え、私共ではさらに社員に対して試験を実施しています。試験によって社員が商業秘密についての法律と法規を正しく理解したかどうかを把握します。理解が間違っていることが判明した場合、直ちに再教育を行います。

実際に、このような商業秘密教育に参加することによって、社員の法律意識、法律を守る意識を向上させることができ、商業秘密を侵犯する行為が明らかに減少し、会社の商業秘密の保護により役割を果たしてきたと自負しております。

我々君澤君事務所は中国における総合的な事務所として、中国の上海、北京、広州、深セン、天津、成都、長沙の八つの都市に事務所を設けており、460名余りの弁護士や法律専門家が在籍しています。弊所は中国に進出した日系企業向けの投資、M&A、清算、労務、債権回収、特許、商標、商業秘密保護、及び金融、建築不動産、訴訟仲裁などのリーガルサービスの提供について豊富な経験を持っています。上海徳昭国際特許事務所は、我々の中国における知的財産業務のパートナーです。同事務所は日本企業及び在中国の日系企業を対象とする、特許や商標に関するサービスを専門的に取扱う国際特許事務所です。同事務所の代表者の郁先生もこのセミナーに同席しておられます。

本日通訳を務められた原口先生が設立された原口総合法律事務所は、日本と中国において、依頼者に対する最高の法的サービスをタイムリーに提供するために、私の所属する君澤君と戦略的パートナーシップを形成しています。

我々一同は、中国に進出する日系企業の皆様に、包括的な法律サービスを提供するために全力を尽くし、日系企業の皆様の中国進出に伴う法的リスクを軽減し、合法的な利益の維持、実現に貢献することを目指しております。

その他、上海国際商会の副会長、上海四川商会の副会長として、本日お越しの皆様と中国の企業家の連携と交流を促進し、お互いに利益を得て、共に発展するお力になれるよう微力を尽くしたいと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

以上